

事業報告書
第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

財務(支)局長

殿

住 所

商 号

代表者の氏名

国内における

代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 役職員の増減
- 3 資金移動業の状況
- 4 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 収支の状況

- 1 資金移動業に係る収支の状況
- 2 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 役職員の増減

区 分		前 期 末	当 期 末	増減(△)
本邦取締役等	取 締 役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	執 行 役			
	計			
本邦一般職員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

1. 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3. 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4. 職員計のうち、本国からの派遣職員については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における本国からの派遣職員数 人(うち取締役等 人)

(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	特定資金 移動業	合 計
年間取扱件数(件)					
年間取扱金額(円)					
1件当たりの 平均取扱金額(円)					

(記載上の注意)

1. 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう。
2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者又は外国信託会社が、法第54条第1項(法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づき当該事業年度の業務報告書をその登録(外国信託会社にあつては、届出)をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
3. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。
4. 法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引(当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。)に関する債務を負担したものと及び当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。

4. 苦情処理及び紛争解決の状況

--

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関(特定信託会社にあつては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。以下この様式において同じ。)が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

(第4面)

第2 収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る。)

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				

増資調達				
その他				

調整額

--

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(1) 第一種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(第5面)

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(4) 特定資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				

販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意2. 及び3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書(特定信託会社にあつては、届出書)の第5面の「資金移動業の種別」が一である場合又は特定信託会社が特定資金移動業のみを営む場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。